三　電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者が、当該接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当該請求を受けた電気通信事業者による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないこと（第一号に掲げる理由を除く。）。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［新設］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百二十三号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の規定に基づき、地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令（昭和六十三年自治省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方財政法第三十二条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第一号及び第十一号については令和九年度までの間に、第二号及び第七号から第九号までについては令和十一年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については令和十年度までの間に行われるものとする。 ［一～十一　略］	地方財政法第三十二条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第一号及び第十一号については令和六年度までの間に、第二号及び第七号から第九号までについては令和六年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については令和十年度までの間に行われるものとする。 ［一～十一　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○総務省令第百二十四号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定に基づき、災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令

災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令（昭和三十七年自治省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 3　令和二年七月豪雨による災害、令和六年能登半島地震による災害及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての第二条の規定の適用については、同条中「八　前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策」とあるのは、「／八　なりわい再建支援事業（国の補助率が三分の二の場合に限る。）／九　前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策／」とする。	**附　則** 3　令和二年七月豪雨による災害及び令和六年能登半島地震による災害についての第二条の規定の適用については、同条中「八　前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策」とあるのは、「／八　なりわい再建支援事業（国の補助率が三分の二の場合に限る。）／九　前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策／」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。